

地下空間ワーキンググループ 設置要綱

(名称)

第1条 本ワーキンググループは、地下空間ワーキンググループ（以下「WG」という。）と称する。

(目的)

第2条 本WGは、庄内川タイムライン検討会（以下「検討会」という。）の下に、名古屋駅周辺地下空間の浸水に対して、人的被害、施設被害等を軽減するための防災行動のあり方について検討を行う。

(事務局)

第3条 本WGは、中部地方整備局庄内川河川事務所、名古屋市防災危機管理局及び、名古屋地方気象台を事務局とし運営する。（以下「事務局」という。）

(検討内容)

第4条 本WGは、次の事項について検討を行う。

- (1) 名古屋駅周辺地下浸水に対する防災行動の検討
- (2) その他必要な事項

(組織構成)

第5条 本WGの組織構成は以下のとおりとする。

- (1) 本WGに座長を置く。
- (2) 座長は、東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 松尾一郎客員教授とする。
- (3) 本WGは、別表に定める委員にて組織する。
- (4) 本WGにアドバイザーを置くことが出来る。
- (5) 本WGの組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。

(会議の招集)

第6条 本WGの会議の招集は、以下の通りとする。

- (1) 本WGの会議は座長が招集し、これを主宰する。
- (2) 本WGは、必要に応じて構成団体以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第7条 本WGの会議の公開は、原則として冒頭までとする。

(情報の取扱)

第8条 本WGの情報の取り扱いは、以下の通りとする。

(1) 本WGの会議資料については、原則非公開とする。

(2) 本WGの構成員は、WGに関する情報を、本WGの参加者の承認なく使用しないものとする。

(報告)

第9条 事務局は、本WGの検討内容を取りまとめて検討会に報告するものとする。

(附則)

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

この要綱は、平成29年 6月28日から施行する。

以 上

地下空間ワーキンググループ 委員

【座 長】

東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授 松尾 一郎

【アドバイザー】

京都大学 客員教授 関 克己

【参加機関】

庄内川河川事務所
名古屋地方気象台
名古屋市 防災危機管理局
名古屋市 交通局
名古屋市 中村消防署
名古屋市 中村区役所
愛知県 中村警察署
名古屋駅地区街づくり協議会
名古屋駅地区防火・防災管理協議会
名鉄ビルディング管理（株）
ジェイアールセントラルビル（株）
名古屋地下街（株）
三井不動産ビルマネジメント（株）
名古屋建物管理（株）
東和不動産（株）
（株）ユニモール
（株）エスカ
（株）名鉄百貨店
（株）名古屋交通開発機構
（株）近鉄百貨店名古屋店
三菱地所(株)
名古屋ビルディング(株)

【オブザーバー】

名古屋市上下水道局
名古屋市住宅都市局
名古屋市緑政土木局

【事務局】

庄内川河川事務所、名古屋地方気象台、名古屋市 防災危機管理局

※敬称略